

## 日本集中治療医学会と韓国集中治療医学会の学会提携設立の合意書

日本集中治療医学会（以下、JSICM）と韓国集中治療医学会（以下、KSCCM）における合意書は学会提携に関する組織と運営の概要を示すものである。両学会は提携期間中、本合意書に含まれる条項を順守する。

### 第一項 合意の範囲

#### 1. 綱領

JSICM と KSCCM の合同学術集会の組織委員会（以下、合同委員会）は、日本と韓国における集中治療部門における医療従事者の専門性を高めるために、両国の叡智を結集して集中治療医学の進歩と発展を追求する。さらに合同委員会は、日本と韓国の医学専門家の相互理解を深める。

#### 2. 合同委員会の組織

合同委員会は、両国の学会組織委員会から 5 名ずつ選ばれた、合計 10 名によって運営される。両学会の理事長は、合同委員会の統轄権を相等しく持つこととする。両学会の国際交流委員会の委員長は、合同委員会の書記として務める。合同委員会会議は、合同学術集会の開催期間中に通例年一回行われる。合同委員会会議の開催時期の変更は、両国の学会組織委員会全員の了承が必要である。合同委員会は、両国の学会組織委員会全員の合意をもとに追加開催することができる。

#### 3. 合同委員会の機能

- a. 年次合同学術集会の開催を調整する。
- b. 教育および研究連携を促進する：合同委員会は、JSICM と KSCCM の共同研究を調整し推進する。
- c. 患者紹介システムを運用する：合同委員会は、患者が受諾可能な根拠を示し、日本から韓国あるいは韓国から日本への移送が法的に認められた標準的な患者紹介システムを展開し、患者受け入れを円滑に行えるようにする。

#### 4. JSICM と KSCCM の合同学術学会

- a. 合同学術集会は、年 1 回開催し、主催国は 1 年ごとに交代する。
- b. 主催国は、学術集会プログラムを計画し、招待国からの参加者の費用負担の範囲を決定する。この場合の旅費は、5 名の組織委員会委員と 3 名の講演者に対する飛行機（エコノミークラス）、および 2 泊分の宿泊費用を含むものとする。また、一般口演者 10 名には、主催国の組織委員会が指定したホテルにおける宿泊費 2 泊分を援助する。これらの条件の変更は、両国の組織委員会の同意を必要とする。
- c. 招待国参加者は、合同学術集会への参加登録費用が免除される。

## 第二項 合意事項

この文書に署名することにより、JSICM と KSCCM の両学会は、以下の事項に同意する：

- a. JSICM と KSCCM の組織委員会は、本合意書が 2004 年 3 月 4 日をもって有効になることを確認する。
- b. 何れかの学会が、本合意書全体あるいは一部を延長する場合は、その学会はもう一方の学会に書面でその意向を通知し、両学会はその提案について協議する。
- c. 相互の書面による同意のもとに、本合意書は何時でも終了あるいは更新することができる。合意書の修正、更新に制限は設けない。
- d. 何れかの学会が、合意書の規定に違反した場合、もう一方の学会は 30 日前に書面による通知にて本合意書を終了させることができる。

以上の証として、JSICM と KSCCM は、2004 年 3 月 4 日を以て本合意を正式に締結した。

署名：

署名：

---

理事長

日本集中治療医学会

---

理事長

韓国集中治療医学会